

各条文への適合性確認(設備との関係性)について

3号

条項 条文名	変更理由	安全機能	一 適用範囲	二 定義	三 安全機能を有する 施設の地盤	四 地震による 損傷の防止	五 津波による 損傷の防止	六 外部からの衝撃による 損傷の防止	七 火災等による 損傷の防止	八 遮蔽等	九 異常時の放射線障害 の防止	十(一)号及び三号) 廃棄物埋設地	十(四)号) 評価線量	十一 放射線管理施設	十二 監視測定設備	十三 廃棄施設	十四 予備電源	十五 通信連絡 設備等		
廃棄物埋設地	埋設設備	新規追加	漏出防止 移行抑制 遮蔽		適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ロ(2) ・添付資料三 口(2)(iii) まとの資料(三三 3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(1) ・添付資料五 口(4)(iii) ・添付資料五 口(2)(i)。まとの資料(四九 3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(五五 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6) まとの資料(六六 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(3) ・添付資料五 口(7)(i) まとの資料(七九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(5) ・添付資料五 口(3) ・添付資料五 口(2) まとの資料(八八 3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ(2)(i) ・添付資料七 イ ・添付資料七 ロ まとの資料(九九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(i) まとの資料(十 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、二 ・添付資料六 二(3) まとの資料(十 四号 3号廃棄物埋設施設)		対象設備なし					
	覆土	新規追加	移行抑制 遮蔽		適合性確認ではない安全機能の考え方等について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ(2) ・添付資料五 イ、ロ まとの資料(二九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ロ(2) ・添付資料三 口(2)(iii) まとの資料(三三 3号廃棄物埋設施設)	地震による損傷として液状化が想定されるが、容易に液状化し難いことを以下に記載した。 まとの資料(四九 3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(五五 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6) まとの資料(六六 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	覆土は、火災の影響はないため不要であることを以下に記載した。 まとの資料(七九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ(2)(i) ・添付資料七 イ ・添付資料七 ロ まとの資料(九九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(i) まとの資料(十 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、二 ・添付資料六 二(3) まとの資料(十 四号 3号廃棄物埋設施設)		対象設備なし		静的な設備・機器で安全機能を確保していることから、電源を必要とする動的な設備・機器はないため対象設備がないことを以下に記載した。 まとの資料(十四 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	対象事項なし		
	排水・監視設備	新規追加	漏出防止 <sup>*1</sup>			埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含み以下に記載した。 まとの資料(三三 3号廃棄物埋設施設)	耐震設計している埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含み以下に記載した。 まとの資料(四九 3号廃棄物埋設施設)	埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含み以下に記載した。 まとの資料(五五 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含み以下に記載した。 まとの資料(六六 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	埋設設備に内包しているポーラスコンクリート層は、埋設設備の評価に含み以下に記載した。 まとの資料(七九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	漏出防止機能を期待する設備であることから遮蔽機能要求はないため、適合性確認対象とはしない。 まとの資料(九九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ(2)(i) ・添付資料七 イ ・添付資料七 ロ まとの資料(九九 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(i) まとの資料(十 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	廃止措置の開始後について、漏出防止機能を維持しないため、適合性確認対象とはしない。		適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(iv) まとの資料(十二 3号廃棄物埋設施設)				
廃棄物埋設施設	埋設クレーン	新規追加	-	-	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(6) ・添付資料五 口(7)(ii) まとの資料(八八 3号廃棄物埋設施設)	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	-	-	-	-	-	-	安全機能を有していないため、適合性確認対象とはしない。	-	
	低レベル廃棄物管理建屋 <sup>*2</sup>	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物受入施設 <sup>*2</sup>	既設設備であるため変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線管理施設 <sup>*2</sup>	既設設備であるため変更なし。ただし、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、ト ・添付資料六 イ(2) ・添付資料六 イ(3) まとの資料(十一 3号廃棄物埋設施設)
	監視測定設備 <sup>*2</sup>	1. 新規追加 2. 既設設備は、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(iv) まとの資料(十二 3号廃棄物埋設施設)
	廃棄施設 <sup>*2</sup>	既設設備であるため変更なし。ただし、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、リ(1) ・本文別紙1 四、リ(2) ・本文別紙1 四、リ(3) ・添付資料五 口(7)(v) まとの資料(十三 3号廃棄物埋設施設)
予備電源 <sup>*2</sup>	既設設備であるため変更なし。ただし、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、リ(4) ・添付資料五 口(7)(vi) まとの資料(十四 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	
通信連絡設備 <sup>*2</sup>	既設設備であるため変更なし。ただし、許可基準規則で要求事項として増えたことによる申請書への記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示す。 補正書 ・本文別紙1 四、リ(5) ・添付資料五 口(7)(vi) まとの資料(十五 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設)	

\*1: 排水・監視設備のうち安全機能を有する設備は、ポーラスコンクリート層である。  
\*2: 共用設備(ただし、監視測定設備は共用と個別のものがある)

○ 適合性確認有  
- 適合性確認無

各条文への適合性確認(設備との関係性)について

1号

条項 条文名	変更理由	安全機能	適用範囲	定義	安全機能を有する 施設の地盤	地震による 損傷の防止	津波による 損傷の防止	外部からの衝撃による 損傷の防止	火災等による 損傷の防止	避難等	異常時の放射線障害 の防止	十(一)号及び三号) 廃棄物埋設地	十(四)号) 評価線量	十一 放射線管理施設	十二 監視測定設備	十三 廃棄施設	十四 予備電源	十五 通信連絡 設備等		
産業物 埋設地	埋設設備 <sup>1)</sup>	埋設設備7.8群の漏 出防止対策 の追加	漏出防止 移行抑制 遮蔽	-	-	漏出防止対策の追加であ り、力学的構造の変更はな いことから既許可からの更 改はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6) まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙1 四、ハ(3) ・添付資料五 口(7)(1) まとの資料(七条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	漏出防止対策の追加であ り、遮蔽機能の変更はな い。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ(2)(1) ・添付資料七 七 ・添付資料七 七 まとの資料(九条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(1) まとの資料(十条 一 号及び三号 1号廃棄物埋 設施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、二 ・添付資料六 二(3) まとの資料(十条 四号 1 号廃棄物埋設施設)	-	対象設備なし	-	対象設備なし	特的な設備・機器で安全機 能を確保していることか ら、電源を必要とする動的 な設備・機器はないため対 象設備がないことを以下に 記載した。 まとの資料(十四条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	対象事項なし	
	覆土	覆土仕様の変更	移行抑制 遮蔽	-	適合性確認は無い安全 機能の考え方等につ いて以下に示す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(二条 1号、 2号及び3号廃棄物埋 設施設)	設置箇所及び荷重条件の 変更がないことから、既許 可からの変更はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(五条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6) まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	覆土は、火災の影響はな いため不要であることを以 下に記載した。 まとの資料(七条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	遮蔽機能の変更はないこ とから既許可からの変更 はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ(2)(1) ・添付資料七 七 ・添付資料七 七 まとの資料(九条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(1) まとの資料(十条 一 号及び三号 1号廃棄物埋 設施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、二 ・添付資料六 二(3) まとの資料(十条 四号 1 号廃棄物埋設施設)	-	対象設備なし	-	対象設備なし	特的な設備・機器で安全機 能を確保していることか ら、電源を必要とする動的 な設備・機器はないため対 象設備がないことを以下に 記載した。 まとの資料(十四条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	対象事項なし	
	排水・監視設備	排水・監視設備7.8 群の構造の変更	漏出防止 <sup>2)</sup>	-	-	-	埋設設備に内包している ポーラスコンクリート層は、 埋設設備の評価に含み以 下に記載した。 まとの資料(五条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	埋設設備に内包している ポーラスコンクリート層は、 埋設設備の評価に含み以 下に記載した。 まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	埋設設備に内包している ポーラスコンクリート層は、 埋設設備の評価に含み以 下に記載した。 まとの資料(七条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	漏出防止機能を期待する 設備であることから遮蔽機 能要求はないため、設計 対象とはしない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ(2)(1) ・添付資料七 七 ・添付資料七 七 まとの資料(九条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(1) まとの資料(十条 一 号及び三号 1号廃棄物埋 設施設)	廃止措置の開始後につ いて、漏出防止機能を期待 しないため、適合性確認 対象とはしない。	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十二条 1号 廃棄物埋設施設)	-	-	-	-	
設備名称 産業物埋設施設 附属施設	埋設クレーン	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	低レベル廃棄物 管理建屋 <sup>1)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物 の受入施設 <sup>2)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線管理施設 <sup>3)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	監視測定設備 <sup>4)</sup>	1. 新規追加 2. 既設設備は、許 可基準規則で要求 事項として増えたこ とによる申請書への 記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十二条 1号 廃棄物埋設施設)	-	-	-	-
	産業施設 <sup>5)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	予備電源 <sup>6)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、リ(4) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十四条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	-	-
通信連絡設備 <sup>7)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙2 四、リ(5) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十五条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	-	-	

\*1: 1群から6群については既設であるため、対象は7.8群である。  
\*2: 排水・監視設備のうち安全機能を有する設備は、ポーラスコンクリート層である。  
\*3: 共用設備(ただし、監視測定設備は共用と個別のものがある)  
○: 適合性確認有  
-: 適合性確認無

2号

条項 条文名	変更理由	安全機能	適用範囲	定義	安全機能を有する 施設の地盤	地震による 損傷の防止	津波による 損傷の防止	外部からの衝撃による 損傷の防止	火災等による 損傷の防止	避難等	異常時の放射線障害 の防止	十(一)号及び三号) 廃棄物埋設地	十(四)号) 評価線量	十一 放射線管理施設	十二 監視測定設備	十三 廃棄施設	十四 予備電源	十五 通信連絡 設備等		
産業物 埋設地	埋設設備	埋設設備であるた め変更なし	漏出防止 移行抑制 遮蔽	-	-	漏出防止対策の追加であ り、力学的構造の変更はな いことから既許可からの更 改はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(五条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6) まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	覆土は、火災の影響はな いため不要であることを以 下に記載した。 まとの資料(七条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	遮蔽機能の変更はないこ とから既許可からの変更 はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ(2)(1) ・添付資料七 七 ・添付資料七 七 まとの資料(九条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(1) まとの資料(十条 一 号及び三号 2号廃棄物埋 設施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、二 ・添付資料六 二(3) まとの資料(十条 四号 2 号廃棄物埋設施設)	-	対象設備なし	-	対象設備なし	特的な設備・機器で安全機 能を確保していることか ら、電源を必要とする動的 な設備・機器はないため対 象設備がないことを以下に 記載した。 まとの資料(十四条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	対象事項なし	
	覆土	覆土仕様の変更	移行抑制 遮蔽	-	適合性確認は無い安全 機能の考え方等につ いて以下に示す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(二条 1号、 2号及び3号廃棄物埋 設施設)	設置箇所及び荷重条件の 変更がないことから、既許 可からの変更はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、ハ(2) ・添付資料五 口(5) まとの資料(五条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、ハ(7) ・添付資料五 口(6) まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	覆土は、火災の影響はな いため不要であることを以 下に記載した。 まとの資料(七条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	遮蔽機能の変更はないこ とから既許可からの変更 はない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ(2)(1) ・添付資料七 七 ・添付資料七 七 まとの資料(九条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(1) まとの資料(十条 一 号及び三号 2号廃棄物埋 設施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、二 ・添付資料六 二(3) まとの資料(十条 四号 2 号廃棄物埋設施設)	-	対象設備なし	-	対象設備なし	特的な設備・機器で安全機 能を確保していることか ら、電源を必要とする動的 な設備・機器はないため対 象設備がないことを以下に 記載した。 まとの資料(十四条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	対象事項なし	
	排水・監視設備	排水・監視設備7.8 群の構造の変更	漏出防止 <sup>1)</sup>	-	-	-	埋設設備に内包している ポーラスコンクリート層は、 埋設設備の評価に含み以 下に記載した。 まとの資料(五条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	埋設設備に内包している ポーラスコンクリート層は、 埋設設備の評価に含み以 下に記載した。 まとの資料(六条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	埋設設備に内包している ポーラスコンクリート層は、 埋設設備の評価に含み以 下に記載した。 まとの資料(七条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	漏出防止機能を期待する 設備であることから遮蔽機 能要求はないため、設計 対象とはしない。	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ(2)(1) ・添付資料七 七 ・添付資料七 七 まとの資料(九条 1号、2 号及び3号廃棄物埋設 施設)	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、イ ・添付資料五 二(1) ・添付資料五 二(2)(1) まとの資料(十条 一 号及び三号 2号廃棄物埋 設施設)	廃止措置の開始後につ いて、漏出防止機能を期待 しないため、適合性確認 対象とはしない。	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十二条 2号 廃棄物埋設施設)	-	-	-	-	
設備名称 産業物埋設施設 附属施設	埋設クレーン	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	低レベル廃棄物 管理建屋 <sup>1)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物 の受入施設 <sup>2)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線管理施設 <sup>3)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	監視測定設備 <sup>4)</sup>	1. 新規追加 2. 既設設備は、許 可基準規則で要求 事項として増えたこ とによる申請書への 記載追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、子(1) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十二条 2号 廃棄物埋設施設)	-	-	-	-
	産業施設 <sup>5)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	予備電源 <sup>6)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、リ(4) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十四条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	-	-
通信連絡設備 <sup>7)</sup>	既設設備であるた め変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適合性について以下に示 す。 補正書 ・本文別紙3 四、リ(5) ・添付資料五 口(7)(4) まとの資料(十五条 1号、 2号及び3号廃棄物埋設 施設)	-	-	

\*1: 排水・監視設備のうち安全機能を有する設備は、ポーラスコンクリート層である。  
\*2: 共用設備(ただし、監視測定設備は共用と個別のものがある)  
○: 適合性確認有  
-: 適合性確認無